

千葉県糖尿病対策推進会議会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員(医師)	5,000円
正会員(団体・法人)	10,000円
会員(医師以外)	1,000円
会員(医師)	2,000円
会員(団体・法人)	5,000円
賛助会員(個人)	10,000円
賛助会員(団体・法人)	30,000円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

正会員(医師)	5,000円
正会員(団体・法人)	20,000円
会員(医師以外)	2,000円
会員(医師)	3,000円
会員(団体・法人)	20,000円
賛助会員(個人)	10,000円
賛助会員(団体・法人)	50,000円以上 (一口50,000円、一口以上)

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年会費の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員又は会員、賛助会員
- (2) 理事会が定める名誉会員等の役職につくもの
- (3) 下部組織に相当する協働組織と認められる団体等

第8条 この規程の改定については社員総会の普通決議により改定できるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年5月11日から施行する。
- 2 平成30年6月19日一部改正、同日施行